

第73回 定時株主総会 招集ご通知



日本基礎技術株式会社
Japan Foundation Engineering Co., Ltd.

日時

令和8年6月26日(金曜日)
午前10時

場所

大阪市北区天満一丁目9番14号
当社5階会議室

ご来場の際は、末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 決議事項

議 案 剰余金の処分の件

議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、令和8年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

株 主 各 位

大阪市北区天満一丁目9番14号
日本基礎技術株式会社
取締役社長 中原 巖

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jafec.co.jp/investment/kessan.php>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和8年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満一丁目9番14号
当社5階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（自令和7年4月1日至令和8年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（自令和7年4月1日至令和8年3月31日）計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件
4. その他招集にあたっての決定事項
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかに回復してまいりました。一方で、中東情勢の緊迫化の影響や物価上昇の継続などにより、景気の先行きは不透明な状況となっております。

この間、国内建設業界においては、公共投資は底堅く推移したものの、建設資材価格や労務費の高騰に加え、建設業従事者の高齢化と人材確保の問題などにより、業界を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

かかる中、当社グループは、中期経営計画(2023年度～2025年度)に基づき、具体的施策①「技術の伝承と生産性向上」、②「社内業務・社内システムの見直しによる働き方改革の推進」に、全社を挙げて取り組みました。その結果、当連結会計年度の業績の具体的内容は次のとおりとなりました。

① 受注

国内においては、着工時期の先送りや受注競争の激化により、一部の支店では計画未達となりましたが、北海道内の高速道路の大型補修工事や電力関連工事の受注により、計画を上回る結果となりました。また、米国現地法人においては、老朽ダムの環境保護工事で失注があったものの、LNG精製プラント基地地盤改良工事トレーン4（第4工区）が前倒しで発注となり、計画を上回ることができました。

その結果、国内・海外の受注高合計は、前年同期比22億20百万円(8.0%)増の299億92百万円となりました。その主な内容は、「法面保護工事」が34億37百万円(前年同期比10.0%減)、「アンカー工事」が23億89百万円(同62.8%増)、「重機工事」が128億50百万円(同0.4%減)、「注入工事」が42億91百万円(同28.0%増)であります。

② 完成工事高

受注の増加に伴い、国内は計画を上回る結果となりました。一方、米国現地法人においては、前期からの業績に大きく貢献したLNG精製プラント基地地盤改良工事のトレーン4（第4工区）の前倒し発注により、12月に本施工を着工したものの、大半は詳細設計および試験施工であり、前期実績を下回る結果となりました。

その結果、完成工事高は全体で、前年同期比29億26百万円(9.7%)減の273億53百万円となりました。その主な内容は、「法面保護工事」が34億71百万円(前年同期比5.1%増)、「アンカー工事」が16億6百万円(同28.2%増)、「重機工事」が135億2百万円(同19.9%減)、「注入工事」が33億52百万円(同14.9%減)となっております。

③ 利益

国内では、一部の支店において、完成工事高の減少により、非常に厳しい結果となった影響で、前期実績を下回りました。また、米国現地法人においても、完成工事高の減少に伴い、前期実績を下回る結果となりました。

その結果、連結営業損益は、14億55百万円の利益(前年同期は18億91百万円の営業利益)となりました。一方、経常損益につきましては、受取配当金2億93百万円および為替差益3億53百万円等により、20億94百万円の利益となりました(前年同期は19億24百万円の経常利益)。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、投資有価証券売却益1億73百万円により、16億59百万円の純利益となりました(前年同期は14億39百万円の純利益)。

なお、企業集団および当社の工種別の受注ならびに完成工事高は次のとおりであります。

(単位 百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越工事高
法面保護工事	3,026 (3,026)	3,437 (3,437)	3,471 (3,471)	2,991 (2,991)
ダム基礎工事	42 (42)	85 (85)	122 (122)	4 (4)
アンカー工事	972 (972)	2,389 (2,389)	1,606 (1,606)	1,755 (1,755)
重機工事	8,235 (2,880)	12,850 (4,615)	13,502 (5,744)	7,583 (1,750)
注入工事	2,471 (2,471)	4,291 (4,291)	3,352 (3,352)	3,410 (3,410)
維持修繕工事	188 (188)	241 (241)	343 (343)	85 (85)
環境保全工事	633 (633)	804 (804)	883 (883)	554 (554)
その他土木工事	2,043 (2,043)	4,956 (4,956)	2,922 (2,922)	4,077 (4,077)
建設コンサル・地質調査	421 (421)	936 (936)	1,148 (1,148)	209 (209)
計	18,033 (12,678)	29,992 (21,757)	27,353 (19,595)	20,672 (14,840)

(注) 下段 () は、当社単独の前期繰越工事高、当期受注高、当期完成工事高、次期繰越工事高を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は13億56百万円であります。

このうち主なものは、自動ボーリングマシン (ABM-10) の3億20百万円、大口径削孔機 (BG-23V) の2億54百万円、大阪寮 (ビガーポリス109天満一丁目) の2億24百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期中には、資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、公共投資は、引き続き底堅く推移することが見込まれ、民間設備投資においても、堅調な企業収益を背景に持ち直しの傾向が続くことが予測されますが、中東情勢の緊迫化による物価上昇などの影響について十分に注意する必要があります。また、建設技能労働者不足は深刻化しており、労務費の高騰が継続するなど、業界を取り巻く環境は、厳しさを増していくものと予測されます。一方、米国現地法人においては、LNG精製プラント基地地盤改良工事が継続するものの、前期に計上した為替差益および投資有価証券売却益は不透明な状況です。

このような状況下、当社が新たに策定した中期経営計画（2026年度～2028年度）に従い、グループ全体としての数値目標の達成に向け、重点施策に従って、全社を挙げて取り組んでいく所存であります。

(5) 財産および損益の状況の推移**① 企業集団の財産および損益の状況の推移**

区 分	第70期	第71期	第72期	第73期 (当連結会計年度)
	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日	自令和5年4月1日 至令和6年3月31日	自令和6年4月1日 至令和7年3月31日	自令和7年4月1日 至令和8年3月31日
受 注 (百万円) 高	21,076	32,934	27,772	29,992
完 成 工 事 (百万円) 高	23,908	23,575	30,279	27,353
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	526	932	1,439	1,659
1株当たり当期純利益 (円)	25.40	46.57	74.13	89.65
総 資 産 (百万円) 産	30,235	32,839	31,779	38,548
純 資 産 (百万円) 産	20,627	21,940	22,953	24,718

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第70期	第71期	第72期	第73期(当期)
	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日	自令和5年4月1日 至令和6年3月31日	自令和6年4月1日 至令和7年3月31日	自令和7年4月1日 至令和8年3月31日
受 注 (百万円)高	18,869	21,274	19,323	21,757
完 成 工 事 (百万円)高	21,960	19,711	18,806	19,595
当 期 純 利 益 (百万円)益	702	989	942	1,313
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	33.87	49.41	48.53	70.95
総 資 産 (百万円)産	29,989	32,391	30,754	36,983
純 資 産 (百万円)産	20,897	22,298	22,500	24,168

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき、自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)オーケーソイル	26百万円	100.0%	建設業、建設機器、資材のリース
JAFEC USA, Inc.	62百万米ドル	100.0%	建設業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社2社、関連会社2社で構成され、法面保護工事、ダム基礎工事、アンカー工事、重機工事、注入工事、維持修繕工事、環境保全工事ならびにこれらに関連する事業を行っており、あわせて建設コンサルタントおよび地質調査を行っております。

(8) 主要な営業所

- ① 当 社
 本 社 大阪市北区天満一丁目9番14号
 東京本社 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目1番12号
 支 店 札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、首都圏支店（渋谷区）、中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、九州支店（福岡市）
- ② 連結子会社
 株式会社オーケーソイル 東京都足立区佐野二丁目20番1号
 JAFEC USA, Inc. 米国カリフォルニア州サンノゼ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
391名	増 12名

(注) 使用人兼務取締役および臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数			前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
技術	事務	計			
265名	81名	346名	増 9名	43.7才	18.4年

(注) 使用人兼務取締役および臨時雇用者は含んでおりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

- | | | |
|------------|-------------|----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 86,853,100株 | |
| ② 発行済株式総数 | 29,346,400株 | (うち自己株式 11,054,766株) |
| ③ 当期末株主数 | 8,153名 | |
| ④ 大株主 | | |

株主名	持株数	持株比率
日本基礎技術取引先持株会	2,684千株	14.68%
日本国土開発株式会社	1,032	5.64
日本基礎技術従業員持株会	771	4.22
株式会社りそな銀行	771	4.22
株式会社北陸銀行	746	4.08
東陽商事株式会社	684	3.74
日本生命保険相互会社	507	2.77
前川貞夫	387	2.12
三菱UFJ信託銀行株式会社	346	1.89
丸全昭和運輸株式会社	346	1.89

(注) 持株比率は、自己株式(11,054,766株)を控除して算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りであります。

区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式20,603株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(会社における地位)	(担当および重要な兼職の状況)	(氏名)
代表取締役社長	(技術本部長兼営業本部担当役員兼機械施工推進本部担当役員兼株式会社オーケーソイル代表取締役会長)	中原 巖
専務取締役執行役員	(事務管理本部長兼JAFEC USA, Inc.代表取締役社長兼株式会社オーケーソイル取締役)	田中 邦彦
取締役執行役員	(株式会社オーケーソイル代表取締役社長)	持田 裕晋
取締役		厨川 道雄
取締役	(敷島印刷株式会社会長)	岡村 裕
監査役(常勤)		池田 昌義
監査役	(グローバル法律事務所弁護士)	相内 真一
監査役		松永 烈
監査役	(株式会社DACS代表取締役社長)	氷坂 智晶

(注)

- ① 取締役厨川道雄、岡村 裕は、社外取締役であります。
- ② 取締役厨川道雄、岡村 裕は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- ③ 監査役相内真一、松永 烈、氷坂智晶は、社外監査役であります。
- ④ 監査役相内真一、松永 烈は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- ⑤ 監査役氷坂智晶は、株式会社りそな銀行専務執行役員およびりそな総合研究所株式会社代表取締役社長を歴任しており、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

【参考資料：スキルマトリックス】

		企業経営	技術開発	財務会計	営業マーケティング	法務リスクマネジメント	海外事業	業界知見
取締役	中原 巖	●	●		●	●	●	●
	田中 邦彦	●		●	●	●	●	●
	持田 裕晋	●	●		●			●
	厨川 道雄 (社外)		●					●
	岡村 裕 (社外)	●		●		●		

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役厨川道雄、岡村 裕および社外監査役相内真一、松永 烈、氷坂智晶と、会社法第427条第1項ならびに当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、当社役員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を限度額5億円として令和7年7月17日に締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

	基本報酬および賞与		非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）	
取締役	7名	17,202万円	3名	1,379万円
監査役	4名	3,300万円		—

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、令和7年6月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 報酬等の額には、取締役5名に対して当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額6千万円（うち社外取締役2名 160万円）が含まれております。
3. 取締役の報酬額（基本報酬および賞与）は、令和5年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額4千万円以内）と決議いただいております。当該決議時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役の員数は3名）であります。
- 監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該決議時点の監査役の員数は3名であります。
4. 令和3年6月29日開催の第68回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の社外取締役を除く取締役に対して、上記3.の取締役の報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を報酬として支払う報酬額は、年額4千万円以内（ただし、新たに発行または処分する普通株式の総数は年100,000株以内）と決議いただいております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名であります。
5. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の概要

取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、下記の通り取締役会で決定しております。

- ① 取締役および監査役の報酬等は、株主総会で決定する報酬総額の限度額内で、業績および中長期的な企業価値を重視し、同業、同規模の他社との比較や従業員給与とのバランスに考慮して、当社役員として相応しい水準額を取締役会および監査役会間の協議により決定しております。
- ② 取締役報酬は、基本報酬、賞与、非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬と賞与を支給しております。業績連動型報酬は採用しておりません。基本報酬については、執行役員としての業務遂行状況を主な査定要素として決定するもので、〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕までの3ランクに分けられております。
(執行役員の資格給を基本とし、これに1.2～1.7倍までの基本報酬を設定しております。)
賞与については、執行役員としての従業員賞与と役員賞与で構成され、金額については、総額を取締役会で決議し、個別金額は代表取締役社長 中原 巖に一任としております。なお、当社の代表取締役社長は各部門を俯瞰した立場であり、一任するにふさわしいと判断しております。
非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会決議に基づき役位、職責等に応じて決定し、一定の時期に支給しております。
- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を策定し、独立社外取締役を含む取締役全員の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、適切であると判断しております。
- ④ 当社は平成20年役員退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と1本化する新たな株式取得型報酬を導入しました。その算定方法は、導入時の退職慰労金をベースに月額を決定したもので、取締役による株式保有の促進に資するものであります。なお、本制度は社外取締役および監査役に適用しています。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、上記の方針に沿って決定されたものであります。

(6) 社外取締役および社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
 取締役岡村 裕は、敷島印刷株式会社の会長であり、当社と同社との間には、記載すべき事項はありません。
 監査役相内真一は、グローバル法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所との間には、記載すべき事項はありません。
 監査役氷坂智晶は、株式会社DACCSの代表取締役社長であり、当社と同社との間には、記載すべき事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- ③ 社外取締役および社外監査役の当事業年度中の主な活動状況
 各社外役員は、定期的に開催される定例取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方針・方法、内部統制に係る事項等について、適宜発言を行いました。

(事業年度中の取締役会、監査役会の出席状況)

区 分	取締役会 (7回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 厨 川 道 雄	7回	100%	－回	－%
取締役 岡 村 裕	7回	100%	－回	－%
監査役 相 内 真 一	7回	100%	13回	93%
監査役 松 永 烈	7回	100%	14回	100%
監査役 氷 坂 智 晶	7回	100%	14回	100%

- (注) 1. 上記の他、書面決議として取締役会を4回開催しております。
2. 取締役厨川道雄は、研究機関等における専門的知識・経験から、客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 3. 取締役岡村 裕は、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 4. 監査役相内真一は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。
 5. 監査役松永 烈は、研究機関等における専門的知識・経験から、客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

6. 監査役水坂智晶は、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

④ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額
6名 3,481万円

- (注) 1.上記の社外役員の支給人員には、令和7年6月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2.報酬等の額には、社外取締役2名に対して当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額160万円が含まれております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|--|---------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
太陽有限責任監査法人 | 3,250万円 |
| ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 3,250万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、次のとおりです。
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の在外子会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンに対して、レビュー業務に基づく報酬897万円を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等に関する事項および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等に関する事項

当社の「業務の適正を確保するための体制」については、次のとおりであります。

- ① **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
当社は企業理念、企業行動規範、企業倫理要綱、就業規則等の社内規定やコンプライアンス委員会ならびに内部通報制度を設け、法令・定款ならびに社会規範等の遵守のため全社ならびに部署ごとに真摯に取り組み、研修制度等により周知徹底し、更に監査役による監査体制の充実や内部監査の実施等により体制を確保いたします。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切にこれを作成、保存および管理を行います。
- ③ **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
当社は災害、事故、不祥事、コンプライアンス等各種リスクへの対応についての当社の諸規定に従い、各々の部署において、事故防止へのチェック・研修・訓練等リスクへの備えに努め、全社的な対応としては、経営会議を主体に対応する他、社長はじめ各取締役を中心に構成する「中央安全衛生委員会」「投資保全委員会」「技術委員会」「コンプライアンス委員会」「リスクマネジメント委員会」等各委員会を設け、諸リスクへの迅速かつ適切な対応を行います。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
当社は定例の取締役会の他、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため経営会議を組織し毎月審議いたします。また、執行役員制度の導入により経営戦略および重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行を区分し、業務執行機能の一層の強化と効率化を図ります。
- ⑤ **会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は関係会社管理規定に則り、子会社よりその事業内容の定期的な報告を受け、また役職員の派遣を通じて当社グループとしての業務の適正を確保いたします。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役より補助使用人の設置についての要請に応じ、員数および当該使用人の取締役からの独立性の確保を図ります。
- ⑦ **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
監査役は取締役会に出席することによる取締役からの報告に加え、必要に応じ諸会議に出席するとともに、書面等の報告を受ける体制を確保いたします。
- ⑧ **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は内部監査部門である監査室との連携、指示により実効的な監査が実施できる体制を確保いたします。また、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図ります。

⑨ **リスクマネジメント体制の整備、運用**

当社は全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメント委員会を設置し、その運用において策定したリスクマネジメント基本規定に基づき、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していく体制を図ります。

また、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、実践可能とすることを目的とした危機管理に関する基本事項を定めた危機管理基本規定を策定し、緊急時の対応を迅速に行える体制を整備いたします。

⑩ **財務報告に係る内部統制の整備、運用**

当社は財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用および評価するために、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規定」を内部統制関連諸規定に定めており、これに基づき、内部統制システムを適切に運用することにより財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑪ **独占禁止法遵守について**

当社は会社全般の業務の遂行にあたって、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の遵守体制を徹底し、独占禁止法違反行為を未然に防止することを目的とするため、「独占禁止法遵守規定」ならびに「独占禁止法遵守マニュアル」を内部統制関連諸規定に定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の取締役会は取締役5名で構成しており、迅速に経営判断できるよう適正人数で経営しております。

取締役会は原則3ヶ月に1回開催することとし、その他必要の都度開催し、重要事項はすべて付議され業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。また、平成12年6月より執行役員制度を導入しており、経営戦略および重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行を区分し、業務執行機能の一層の強化を図っている他、平成14年6月より社外取締役の選任を行っており、取締役の本来の機能である経営方針および重要な業務執行の意思決定と取締役会の業務執行に対する監督を行うことに注力しております。なお、取締役会を補佐する審議機関として、各本部の本部長を中心に構成する経営会議を取締役会の開催されない月については必ず開催し、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定ができる体制となっております。

当社は企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断し、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現在の監査役制度を採用しております。監査役会は4名で構成し、この内3名は非常勤の社外監査役であります。また、当社は会計監査人である太陽有限責任監査法人による会計監査を受けております。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は反社会的勢力には、毅然として対応し一切関係を持ちません。

また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、これらに関する団体・個人などを含めいかなる取引も行わないことを内部統制関連諸規定に遵守事項として定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流 動 資 産	17,166,964	流 動 負 債	9,194,640
現金預金	5,296,497	工事未払金	2,123,739
受取手形	1,420,724	短期借入金	2,900,000
完成工事未収入金	6,968,034	1年内返済予定の長期借入金	892,000
有価証券	540,729	リース債務	89,418
未成工事支出金	2,769,735	未払法人税等	396,217
材料貯蔵品	106,907	未成工事受入金	1,161,751
その他流動資産	80,335	工事損失引当金	123
貸倒引当金	△16,000	完成工事補償引当金	3,000
固 定 資 産	21,381,855	賞与引当金	620,000
有形固定資産	12,725,378	その他流動負債	1,008,390
建物・構築物	3,930,498	固 定 負 債	4,635,377
機械・運搬具	4,029,851	リース債務	76,057
工具器具・備品	166,531	長期借入金	3,122,000
土地	4,595,346	土地再評価に係る繰延税金負債	71,981
建設仮勘定	3,150	繰延税金負債	1,341,188
無形固定資産	197,640	その他固定負債	24,149
投資その他の資産	8,458,835	負 債 合 計	13,830,017
投資有価証券	7,341,474	純 資 産 の 部	
関係会社株式	12,477	株 主 資 本	21,676,273
長期貸付金	25,616	資本金	5,907,978
破産更生債権等	224	資本剰余金	5,519,025
長期前払費用	1,508	資本準備金	5,512,143
長期預金	500,000	その他資本剰余金	6,882
退職給付に係る資産	197,993	利 益 剰 余 金	15,825,620
保険積立金	323,904	利益準備金	577,696
その他投資等	57,855	その他利益剰余金	15,247,924
貸倒引当金	△2,218	配当準備積立金	380,000
資 産 合 計	38,548,819	技術開発積立金	260,000
		買換資産圧縮積立金	174,257
		別途積立金	9,515,000
		繰越利益剰余金	4,918,666
		自 己 株 式	△5,576,351
		その他の包括利益累計額	3,042,527
		その他有価証券評価差額金	3,899,836
		土地再評価差額金	△680,880
		為替換算調整勘定	△225,295
		退職給付に係る調整累計額	48,867
		純 資 産 合 計	24,718,801
		負 債 純 資 産 合 計	38,548,819

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

売 上 高		千円	
完 成 工 事 高			27,353,745
売 上 原 価			
完 成 工 事 原 価			22,713,732
売 上 総 利 益			
完 成 工 事 総 利 益			4,640,012
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,184,213
営 業 利 益			1,455,798
営 業 外 収 益	千円		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	308,677		
為 替 差 益	353,002		
保 険 解 約 返 戻 金	13,051		
そ の 他	56,226		730,958
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	67,470		
固 定 資 産 除 却 損	6,653		
支 払 手 数 料	4,440		
そ の 他	13,815		92,380
経 常 利 益			2,094,376
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	4,390		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	173,315		177,706
特 別 損 失			
減 損 損 失	18,500		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,342		
固 定 資 産 除 却 損	9,789		30,631
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			2,241,450
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	610,243		
法 人 税 等 調 整 額	△28,329		581,913
当 期 純 利 益			1,659,537
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,659,537

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					配当準備 積立金	技術開発 積立金	
令和7年4月1日残高	5,907,978	5,512,143	4,354	5,516,498	577,696	380,000	260,000
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
自己株式処分差益	-	-	2,527	2,527	-	-	-
買換資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,527	2,527	-	-	-
令和8年3月31日残高	5,907,978	5,512,143	6,882	5,519,025	577,696	380,000	260,000

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
令和7年4月1日残高	174,445	9,515,000	3,745,927	14,653,069	△4,922,908	21,154,638
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	△462,516	△462,516	-	△462,516
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,659,537	1,659,537	-	1,659,537
自己株式の取得	-	-	-	-	△663,874	△663,874
自己株式の処分	-	-	-	-	10,431	10,431
自己株式処分差益	-	-	-	-	-	2,527
買換資産圧縮積立金の取崩	△188	-	188	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	△24,470	△24,470	-	△24,470
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	△188	-	1,172,738	1,172,550	△653,443	521,635
令和8年3月31日残高	174,257	9,515,000	4,918,666	15,825,620	△5,576,351	21,676,273

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
令和7年4月1日残高	2,481,771	△705,351	41,698	△19,489	1,798,628	22,953,266
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△462,516
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	1,659,537
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△663,874
自己株式の処分	－	－	－	－	－	10,431
自己株式処分差益	－	－	－	－	－	2,527
買換資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	△24,470
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,418,065	24,470	△266,993	68,357	1,243,899	1,243,899
連結会計年度中の変動額合計	1,418,065	24,470	△266,993	68,357	1,243,899	1,765,534
令和8年3月31日残高	3,899,836	△680,880	△225,295	48,867	3,042,527	24,718,801

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流 動 資 産	14,066,964	流 動 負 債	8,134,918
現金預金	2,747,750	工事未払金	1,432,653
受取手形	1,420,724	短期借入金	2,900,000
完成工事未収入金	4,062,743	1年内返済予定の長期借入金	892,000
有価証券	540,729	未払金	453,459
未成工事支出金	791,756	リース債務	50,576
材料貯蔵品	106,674	未払法人税等	342,147
関係会社短期貸付金	4,256,145	未成工事受入金	1,022,638
その他流動資産	156,440	完成工事補償引当金	3,000
貸倒引当金	△16,000	賞与引当金	600,000
固 定 資 産	22,916,924	工事損失引当金	123
有形固定資産	12,159,305	その他流動負債	438,319
建物・構築物	3,849,323	固 定 負 債	4,680,437
機械・運搬具	3,881,808	長期借入金	3,122,000
工具器具・備品	166,047	リース債務	70,631
土地	4,258,975	繰延税金負債	1,391,792
建設仮勘定	3,150	土地再評価に係る繰延税金負債	71,981
無形固定資産	195,931	その他固定負債	24,032
投資その他の資産	10,561,687	負 債 合 計	12,815,356
投資有価証券	7,306,947	純 資 産 の 部	
関係会社株式	712,477	株 主 資 本	20,958,062
従業員に対する長期貸付金	25,616	資本剰余金	5,907,978
関係会社長期貸付金	1,523,490	資本剰余金	5,519,025
破産更生債権等	224	資本準備金	5,512,143
長期前払費用	1,508	その他資本剰余金	6,882
長期預金	500,000	利 益 剰 余 金	15,107,409
その他投資等	493,641	利益準備金	577,696
貸倒引当金	△2,218	その他利益剰余金	14,529,713
資 産 合 計	36,983,888	配当準備積立金	380,000
		技術開発積立金	260,000
		買換資産圧縮積立金	174,257
		別途積立金	9,515,000
		繰越利益剰余金	4,200,455
		自 己 株 式	△5,576,351
		評価・換算差額等	3,210,469
		その他有価証券評価差額金	3,891,350
		土地再評価差額金	△680,880
		純 資 産 合 計	24,168,532
		負 債 純 資 産 合 計	36,983,888

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

売 上 高			千円
完 成 工 事			19,595,379
売 上 原 価			
完 成 工 事 原 価			16,035,558
売 上 総 利 益			3,559,820
完 成 工 事 総 利 益			3,559,820
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,611,521
営 業 利 益			948,299
営 業 外 収 益		千円	
受 取 利 息 及 び 配 当		479,959	
為 替 換 算 差 益		323,382	
保 険 解 約 返 戻 金		1,825	
そ の 他		33,784	838,951
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		67,470	
固 定 資 産 除 却 損		6,653	
支 払 手 数 料		4,440	
そ の 他		8,183	86,747
経 常 利 益			1,700,503
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		173,315	
固 定 資 産 売 却 益		4,390	177,706
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		9,789	
投 資 有 価 証 券 売 却 損		2,342	
減 損 損 失		18,500	30,631
税 引 前 当 期 純 利 益			1,847,577
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		555,776	
法 人 税 等 調 整 額		△21,503	534,272
当 期 純 利 益			1,313,304

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					配当準備 積立金	技術開発 積立金	
令和7年4月1日残高	5,907,978	5,512,143	4,354	5,516,498	577,696	380,000	260,000
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
自己株式処分差益	-	-	2,527	2,527	-	-	-
子会社からの配当	-	-	-	-	-	-	-
買換資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	2,527	2,527	-	-	-
令和8年3月31日残高	5,907,978	5,512,143	6,882	5,519,025	577,696	380,000	260,000

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
令和7年4月1日残高	174,445	9,515,000	3,318,698	14,225,840	△4,922,908	20,727,409
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	△462,516	△462,516	-	△462,516
当期純利益	-	-	1,313,304	1,313,304	-	1,313,304
自己株式の取得	-	-	-	-	△663,874	△663,874
自己株式の処分	-	-	-	-	10,431	10,431
自己株式処分差益	-	-	-	-	-	2,527
子会社からの配当	-	-	55,250	55,250	-	55,250
買換資産圧縮積立金の取崩	△188	-	188	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	△24,470	△24,470	-	△24,470
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	△188	-	881,756	881,568	△653,443	230,653
令和8年3月31日残高	174,257	9,515,000	4,200,455	15,107,409	△5,576,351	20,958,062

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和7年4月1日残高	2,478,634	△705,351	1,773,283	22,500,692
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△462,516
当期純利益	—	—	—	1,313,304
自己株式の取得	—	—	—	△663,874
自己株式の処分	—	—	—	10,431
自己株式処分差益	—	—	—	2,527
子会社からの配当	—	—	—	55,250
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	△24,470
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	1,412,716	24,470	1,437,186	1,437,186
事業年度中の変動額合計	1,412,716	24,470	1,437,186	1,667,840
令和8年3月31日残高	3,891,350	△680,880	3,210,469	24,168,532

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年5月22日

日本基礎技術株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 伸吾指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大好 慧

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本基礎技術株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本基礎技術株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年5月22日

日本基礎技術株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 伸吾指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大好 慧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本基礎技術株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月25日

日本基礎技術株式会社 監査役会

常勤監査役	池田昌義 ㊞
社外監査役	相内真一 ㊞
社外監査役	松永烈 ㊞
社外監査役	氷坂智晶 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、適正な内部留保を確保しつつ財務体質の強化を考慮し、かつ長期安定的な利益配分を基本方針とし、配当性向については、30%以上とし、業績に連動した利益還元に努めております。

この基本方針のもと、当期業績を鑑み、第73期の期末配当金につきましては、前期末配当に比べ6円増配することとし、1株当たり30円配当といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円（前年同期比6円増） 総額548,749,020円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和8年6月29日

以 上

定時株主総会会場ご案内図

- 会場** 大阪市北区天満一丁目9番14号 当社5階 会議室
TEL 06 (6351) 5621
※ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。
- 交通** ・地下鉄谷町線、京阪電鉄「天満橋」駅 13号階段より徒歩7分
・JR東西線「大阪天満宮」駅 8番出口より徒歩10分

